

株式会社ミュージックバード コミコミプラン契約約款

第1条 コミコミプラン

株式会社ミュージックバード(以下「当社」といいます。)は公社が提供するコミコミプラン(以下「本サービス」といいます。)の受信を希望する方(以下「加入申込者」といいます。)に対し専用チューナー、スマートカード、アンテナおよび付属品、ケーブル類等(以下「受信装置」といいます。)をレンタルし受信機器の設置工事をするものとします。

第2条 加入申込者の条件

加入申込者は過去に当社の有料放送を利用したことがない(新規ご契約)、もしくは当社有料放送を解約後、1年以上経過した方が対象となります。現在、当社有料放送の契約中、もしくは当社有料放送を解約後1年以内の方はお申込みできません。

第3条 業務委託

当社は本契約の締結及び履行を円滑にするため、以下の業務を当社が指定する機関(以下「代行機関」といいます。)に委託することがあります。

- ① 料金の請求及び受領に関する業務
- ② 設置工事にかかわる業務
- ③ その他、本契約を提供する上で必要な業務

第4条 本契約のご利用チャンネルはコミコミ Light の場合、当社有料放送の内、101チャンネル～126チャンネルとなります。

コミコミ Five、コミコミ 100 の場合、101ch～126ch、201ch～224ch の 50ch となります。

100ch パックはデラックスパックの 100ch を月額料金に加えプラス 1000 円(税別)で 150ch パックは月額料金に加え 2000 円(税別)で利用できます。

第5条 本契約の契約期間

当社が本契約を締結した方(以下「加入者」といいます。)に受信装置をレンタルする期間は契約成立の日から 3 年間とし、契約満了の 1 ヶ月前までに双方からの申し出がない場合、1 ヶ月単位で自動継続するものとします。

第6条 本契約の成立

本契約は加入申込者が当社ホームページ申込フォームに記入、送信し、当社がこれを受領した日に成立します。ただし、当社は次の場合、本契約の申込みを承諾しないことがあります。

- ① 当社ホームページに記載する申込件数に達した場合。
- ② 加入申込者が過去に有料放送聴取料等、支払うべき金員の支払いを怠ったことがある等、本規約に基づく支払を怠る恐れがあると認められる顕著な理由がある場合。
- ③ 加入申込者が本サービス番組の著作権及び著作隣接権を侵害したことがあるなど著作権及び著作隣接権を侵害する恐れがあると認められる顕著な理由がある場合。
- ④ 加入申込者が日本国外に在住している場合。
- ⑤ その他、加入申込者が今契約に違反の恐れがあると認められる顕著な理由がある場合。

第7条 本契約の月額料金

1.本契約の月額料金はコミコミ Light プランの場合、税別 2,000 円、コミコミ Five の場合、税別 5,000 円、コミコミ 100 の場合、税別 8,000 円となります。

月額料金の集払いは第 8 条に基づくスクランブル解除日の翌月から発生します。

月額料金の支払いは当社の指定する回収代行業者が請け負うこととし、加入者は回収代行業者により書面による通知および電話督促があることを了解するものとします。

2.受信機のレンタル料及び標準設置工事費は当社の負担となります。

3.加入者は受信装置を使用しない期間、もしくは使用できない期間が生じた場合といえども、その理由の如何にかかわらず、月額料金の支払いを拒み、もしくは減額を請求できません。

第8条 延滞利息

加入者が支払うべき料金その他債務に関し、支払期日を 1 ヶ月以上経過してもなお支払われない場合には、当社は支払期日から起算して支払い日の前日までの期間について年 14.5%の割合で計算した額を延滞利息として加入者に請求できるものとします。

第9条 受信装置の引渡し等

当社は本契約に基づき受信機の発送を行いません。加入申込者は受信装置到着後、受信装置に暇疵がないことを確認し、暇疵があった場合、当社は速やかに受信装置を交換することとします。

受信装置の設置は加入申込者の住所にて行なうこととし、解約時の取外し、返送費は加入者の負担とします。加入申込者は受信装置設置後、速やかに当社カスタマーセンターに連絡し、当社はスクランブルの解除を行なうものとします。

ミュージックバードカスタマーセンター

TEL 03-3221-9000 (10 時～12 時 13 時～18 時、土曜日 休業)

第10条 受信装置の設置及び保守管理

当社は当社が提携する工事業者により別表第 4 号に定める標準取付工事により受信装置を設置し、加入者は適切な状態に保守管理することとします。受信装置の取付に際し、別表第 5 号に定めるオプション工事費用が発生した場合、加入申込者は取付工事完了後直ちに当社が提携する工事業者に対して現金にてその工事費用を支払うものとします。

第11条 故障、メンテナンス

1.受信障害があった場合は、加入者はまず受信装置に異常がないことを調査確認し当社に連絡することとします。当社は加入者から連絡があった場合、速やかに発信状況を確認し当社放送装置に何らかの異常があった場合は当社の責任において必要な措置を講じます。加入者が通常の形態で受信装置を使用し適切なメンテナンスを行なっているにもかかわらず受信装置に異常があった場合、当社は受信装置を本契約期間中に限り無償で修理、交換することとし、交換は加入者自らが行なうこととします。

2. 加入者が通常の形態で受信装置を使用せず受信装置に異常が発生した場合、当社は有償で受信装置を修理、交換します。その際の修理費は別途見積りの上、金額を提示します。又、交換の場合の料金は一律 17,000 円(税別)とし、修理、交換の際の送料は加入者の負担とし、交換は加入者自らが行なうこととします。

第12条 解約等

加入者は本契約を解約する場合、解約を希望する月の 1 ヶ月前までに当社所定の書式による文書によって当

社に通知することとします。この場合、加入者は解約手数料の実費として 600 円(税別)を当社が指定する方法で支払うこととします。

契約有効期間満了による解約、または中途解約の場合、加入者は当社所定の書面にて申し出た後、本契約が終了した月の翌月末までに受信装置を当社に返却するものとします。受信装置の返却に際し、受信装置の撤去、返却費用は加入者の負担とします。

当社は返却された受信装置が付属品の欠品等、当初の装置と相違がある場合、別表第 1 号に定める手数料を加入者に請求できることとします。

事由の如何にかかわらず、本契約が終了した月の翌月末までに受信装置が返却されなかった場合、当社は別表第 2 号に定める違約金を加入者に請求できるものとします。

加入者が本契約第 7 条「月額料金」の滞納、及び第 13 条「禁止事項」に抵触した場合、当社は本契約を解除する場合があります。

第13条 規定損害金

本契約の終了(解約、中途解約および解除)が当初の契約期間満了前に解約する場合、加入者は別表第 3 号に定める規定損害金を当社が指定する方法で支払うものとします。

第14条 禁止事項

加入者は本サービスが有料であること、本サービスを構成する番組(以下「番組」といいます。)の内容が当社又は第三者の著作権の対象となっていること、及び当社の専有する秘密情報を含むものであり、又財産価値のあるものであることを認識し、当社の書面による承諾なしに以下の行為を行なわないものとします。

- 1 番組の第三者への提供。
- 2 世帯外の者に継続反復して本サービスを聴取させること。
- 3 番組内容の複製配布、商業用 BGM への使用等著作権を侵害する行為。
- 4 受信装置を店舗等商業施設に設置し、業務用 BGM として本サービスを利用すること。

第15条 通知義務

加入者は申込書に記載された住所、氏名、電話番号、受信機のシリアルナンバー、スマートカードナンバーに変更がある場合、速やかに当社に通知しなければなりません。

第16条 本契約の変更

当社は加入者の承諾なしに本契約を改定することがあり、加入者は変更後の本契約の適用を受けるものとします。

第17条 管轄裁判所

本契約についての紛争解決の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条 個人情報の取扱い

当社は、個人情報保護の理念に基づき、加入申込者が本契約に係る申込書に記入した個人情報についてこれを第三者に開示しません。当社は加入者が本契約に係る申込書に記入した個人情報を、以下の目的の為、利用するものとします。

- 1 本サービスに係る契約、本契約の締結及び履行に関すること。

- 2 本サービスの提供に係る限定受信システムによる受信制御に関すること。
- 3 本サービス聴取料金の收受事務。
- 4 当社の製品、サービス、その他番組情報などの案内の為。(番組等に関するお知らせ、放送内容に関連した情報提供、当社諸サービスの紹介、当社又は代行機関が番組情報誌を送付すること等)
- 5 加入者に対する通知、連絡。
- 6 加入者からの問い合わせ、苦情等に対する対応。
- 7 加入者の要請に基づく受信装置のメンテナンスや諸アフターサービスの為。
- 8 本サービスの向上を目的とした加入者調査、アンケート等の為。
- 9 本サービスの向上を目的とした加入者調査、アンケート等に関する各種統計処理。
- 10 キャンペーンに関する情報を送付する為。
- 11 キャンペーンやクイズ番組の応募者の抽選、当選時の賞品や景品の発送の為。

第19条 機器の買取

加入者から機器買取の申し出があった場合、別表第 6 号に記載する金額で受信装置の買取ができることとします。受信装置の買取を行なった時点で所有権は加入者に移り、第 11 条 1 項に定める故障・メンテナンスの関する当社の責務は消滅します。

別表 第1号

梱包手数料 :3,000 円(税別) *梱包が出荷時と同様の状態で返却されなかった場合のみ
付属品手数料:5,000 円(税別) *付属品等が出荷時と同様の状態で返却されなかった場合のみ

別表 第2号

コミコミ Light プランの違約金 :60,600 円(税別)

コミコミ Five プランの違約金 :112,600 円(税別)

コミコミ 100 プランの違約金 :210,800 円(税別)

当社又は当社の提携工事会社にて、設置先に訪問、受信装置の撤去を行なった場合、回収手数料として 7,000 円(税別)を違約金とは別にお支払いいただきます。

別表 第3号

規定損害金 36 ヶ月-契約経過月数×月額料金(税別)

別表 第4号

標準取付工事内容

1 格子ベランダ手摺への取付。

2 標準取付工事以外は別途料金がかかります。

3 取付けの配線は 15m の単独露出配線となります。

*アンテナからチューナーまで、1 本の同軸ケーブルを見える形で引き込む工事となります。

4 別途料金は取付けの当日、工事業者にお支払いいただきます。

5 一部地域(離島など)ではご対応できない場合、お住まいの地域により別途料金が発生する場合があります

別表第5号

オプション工事例(税別)

コンクリートベランダへの取付け 5,000 円～(税別)

壁面への取付け 7,000 円～(税別)

屋根上への取付け 20,000 円～(税別)

15m(標準ケーブル)を超える長さのケーブルおよび施設 200 円/1 メートル(税別)

壁貫通工事 3,000 円～(税別)

隙間ケーブル(フラットケーブル)の施設 3,000 円～(税別)

その他工事費 実 費(税別)

オプション工事作業に関しては、加入申込者との間で費用決定後、作業をとり行なう事とします。

別表第6号

機器買取金額:

コミコミ Light の場合 税別 75,600 円

コミコミ Five の場合 税別 127,600 円

コミコミ 100 の場合 税別 225,800 円